

The 28th JAPANTEX2009 INTERIOR TREND SHOW

出展申込書

送付先

社団法人日本インテリアファブリックス協会 〒105-0013 東京都港区浜松町2-3-23 フクダビル6F

郵送にてお申し込みください。※控えとしてコピーをお手元に残してください。

出展案内および裏面の「出展規約」を遵守することを承諾して、下記の通り出展を申し込みます。

| | | | |
|------|--------|---|------|
| 代表者欄 | 貴社名 | ① | 役職名 |
| | | | 代表者名 |
| | 住所 〒 - | | |

| | | | |
|------|---------|---------|--------|
| 担当者欄 | 貴社名 | 部署・役職名 | 担当者名 |
| | 住所 〒 - | | |
| | TEL () | FAX () | E-mail |

出展者区分 (□内にレ印をしてください)

企業 団体 報道/出版 デザイナー&スタジオ

申込み内容

フリータイプブース ¥294,000 (税込) × 小間 = ¥ _____
(6小間以上でお申込みください)

パッケージタイプブース □ 1. 1小間 ¥ 399,000 (税込) □ 角小間保障追加料金 ¥31,500 (税込)
(□内にレ印をしてください)

□ 2. 2小間 ¥ 798,000 (税込) □ 角小間保障追加料金 ¥31,500 (税込)

□ 3. 3小間 ¥1,197,000 (税込) □ 角小間保障追加料金 — 不要 —

□ 4. 4小間(横長) ¥1,596,000 (税込) □ 角小間保障追加料金 — 不要 —

□ 5. 4小間(正方形) ¥1,596,000 (税込) □ 角小間保障追加料金 ¥63,000 (税込)

出展予定品目・展示品の内容等

※この申込書にある情報は主催者が保有し、今後、本展示会に関する資料の他、各種案内に使用させていただくことがあります。
万が一不都合がある場合は社団法人日本インテリアファブリックス協会までご連絡ください。

JAPANTEX2009 出展規約

1 出展申込み

出展希望者は、本出展規約を遵守することを承諾した上で、申込書に記載されている申込み方法に従って必要書類を平成21年6月30日(火)までに社団法人日本インテリアファブリックス協会(以下、主催者といいます)あてに郵送にて提出してください。

2 出展料の支払い

出展者は請求書に記載の指定日までに、出展料の支払いを完了するものとします。指定された期日までに出展料の入金が確認されない場合は、出展申込の受付は完了となりません。

3 出展の変更・取消

出展の取消又は出展申込みに際して申込んだ展示スペース(以下、「小間」といいます)の変更については、全て文書にその理由を明記し、主催者に提出してください。出展確定後の取消・変更については、書面の主催者への到達日が、以下の期間に当たる場合、取消料を申し受けます。

| 出展の取消日 | 取消料 |
|-----------------|----------|
| 平成21年8月31日(月)まで | 出展料の50% |
| 平成21年9月1日(火)以降 | 出展料の100% |

出展者が、上記相当金額を取消の時点で支払っていないときは、ただちにこれを支払うものとします。

出展者が、変更及び取消時点で支払い済の金額が上記区分による金額を超えている場合、主催者は超過分を返金するものとします。

4 小間の転貸などの禁止

出展者は、契約した小間を主催者の書面による承諾無しに転貸、売買、交換あるいは譲渡することはできないものとします。

5 小間位置の決定

小間の位置は、JAPANTEX実行委員会が決定します。一度決定した小間位置に対するクレームや変更の希望等を主催者は一切受け付けません。小間割り発表後も主催者の判断により、小間割りを変更することがあります。なお、小間位置を不服として出展の取消を申し出た場合も、規定の取消料を申し受けます。また、その際出展者は小間位置の変更に対する損害賠償の請求はできません。

6 小間の使用方法

- (1)展示・PR活動はすべて小間の中で行われるものとします。小間以外のスペースを使用しての展示・PR活動はできません。また、出展者は、展示・PR活動のために小間近くの通路が混雑することがないように責任を持つものとします。
- (2)出展者は小間の施工に関しては、後日主催者から「出展者マニュアル」により通知される規定を守ることとし、他の小間を妨害するかたちで自社の小間を施工しないことに同意するものとします。周辺の小間から苦情が出た場合、主催者は施工の変更が必要かどうかを判断します。出展者はその判断に同意し、必要な場合は装飾の変更を行って下さい。
- (3)主催者は、騒音・操作方法・材料またはその他の理由から問題があると思われる展示物を制限し、また、主催者の立場からみて、展示会の目的に適合しない展示物を禁止又は撤去する権限を有するものとします。

7 出展物の管理と免責

主催者は、出展物の管理・保全について警備員を配置するなど事故防止に最善の注意を払いますが、出展物の管理責任は出展者にあるものとし、あらゆる原因から生ずる損失または損害について主催者はその責任を負わないものとします。

8 申込の解除

主催者は申込が完了した後も出展者に次の各号のいずれかにあたる行為がある場合には出展申込を解除することがあります。

- ①規約6項の小間の使用方法等に関する規定に違反し、かつ、その是正についての主催者の指示に従わない場合。
- ②展示会の正常かつ円滑な運営に重大な支障が生ずるおそれがあると認められる場合。

9 損害賠償

出展者は、自己又はその代理人の不注意その他によって生じた会場設備または展示会に建造物の損壊、人身に対する損害について、一切の損害を賠償するものとします。

10 展示会の開催中止

主催者は、地震・火災等の天変地異、その他やむを得ない不可抗力により、展示会開催を延期または中止することがあります。中止の場合は、出展料から必要経費を差し引いた残金を返却します。これ以外出展者側の発生した経費については補償いたしません。

11 規約の遵守

出展者は、主催者が定める一連の規定を本規約の一部とし、これを遵守することに同意するものとします。さらに、出展者は主催者が定める全ての規約・規定等を本展示会の利益保護のためと解釈し、その実行に協力するものとします。

12 意匠権保護

違法にコピーした製品・デザイン・テキスタイルパターン等の出展はできません。

13 博覧会指定

JAPANTEX2009は、特許法第30条第3項、実用新案法第11条第1項、商標法第9条第1項に基づく博覧会指定の申請をいたします。同指定博覧会において発表される新製品は、博覧会開催初日から6ヶ月以内に特許庁へ申請手続きをすれば、特許、実用新案、商標登録の出願を行うことができます。

14 準拠法

本規約の準拠法は、日本法とします。

15 合意管轄裁判所

本出展に関する紛争の管轄裁判所は、東京地方裁判所とします。